

山梨県公報

第二千十七号

平成二十二年

二月八日

月 曜 日

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可(二件).....	五一
道路の区域変更.....	五一
道路の供用開始.....	五一
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	五一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	五一
公安委員会	
一般競争入札について.....	五一
その他	
落札者等の決定について.....	五四

告示

山梨県告示第三十四号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十二年一月二十九日河口総合土地改良区の定款の一部変更を認可した。
 平成二十二年二月八日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三十五号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十二年一月二十九日竜王土地改良区の定款の一部変更を認可した。
 平成二十二年二月八日

山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年三月一日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十二年二月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市長坂町長坂上条字高松三〇八番の八地先から 北杜市長坂町長坂上条字高松三〇六九番の 一地先まで	一三三・〇〇 二九・〇	一三三・〇〇 二九・〇	(メートル)	一三四・〇

山梨県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年三月一日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十二年二月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜葎崎線	北杜市長坂町長坂上条字高松三〇八番の八地先から	一三四・〇	平成二十二年二月八日

北杜市長坂町長坂上条字高松三〇六九番の一地先まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十二年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人グレイプファインフィットネス

2 代表者の氏名 保坂貴子

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町上河東三百九十三番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、幅広い年齢層の住民に対して健康・スポーツに関する情報を提供し健康増進・維持のための運動指導やアドバイスをを行い、各種イベントを通じて運動指導をはかる。また、子供たちの健全育成を図ることに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年二月二日から同年四月一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市新屋字中サス一七七〇の二二並びに上吉田字土丸尾五六〇六の一八の一

部及び五六〇六の一九の区域

二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市長 堀内茂

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年二月八日

山梨県警察本部長 西 郷 正 実

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

自動車保管場所証明事務現地調査及び入力業務委託 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県内各警察署管轄区域内

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額を加算した金額（当該金額に一銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。

6 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二條に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

的としていないこと。

10 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

11 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

12 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。

13 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

14 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

15 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

16 自動車の販売・整備の業務を正業又は兼業としていない法人及び自動車保管場所証明申請に係る代理業務を正業又は兼業としていない法人であること。

17 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからオまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇〇〇三三 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部

交通部交通規制課規制企画係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十二年二月二十二日(月)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を定める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十二年三月二十五日(木)午後三時 山梨県警察本部交通部交通規制課五階会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十二年三月二十四日(水)午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係(郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めたる入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十二年三月一日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の

場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否
要

6 落札の効果
本入札における落札の効果は、平成二十二年四月一日に平成二十二年年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Outsourcing of Field Survey and Input Concerning Automobile Storage, 1 set

2 Date and time for tender

3:00PM March 25, 2010

3 Bureau in charge

Regulation and Planning Section, Traffic Regulation Division, Traffic

Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年二月八日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

ガンマカメラシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十二年一月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

マコト医科精機株式会社 山梨県甲府市飯田二丁目三番三十四号

五 落札金額

八千八百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十一年十二月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番